

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① (略)</p> <p>①の2 (略)</p>	<p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 15 条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑩ 小規模グループケア加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第 1 の 9 の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第 1 の 10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第二の 2 の (1) の⑩を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について</p> <p>医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い</p> <p>入所報酬告示第 2 の 1 のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p>

改正後	現 行
<p>② 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p>	<p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、(1)の②を準用する。ただし、指定発達支援医療機関については、算定しないこと。</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③の2 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>④の2 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。)において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。 <u>また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>④ 重度重複障害児加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。</p> <p>④の2 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。)において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。ただし、自閉症児に算定できるものであること。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、第2の2の(1)の⑨を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑥の2 <u>保育職員加配加算の取扱い</u>  <u>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算するものであること。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p>	<p>⑦ 地域移行加算の取扱い  入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い  入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑭を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い  入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、(1)の⑰を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p>